

平成 24 年 11 月 22 日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 奈良 学
(JASDAQ・コード：4327)
問合せ先：常務取締役 中村直浩
TEL：03-5385-8781（代表）

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成24年12月22日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 31 日を基準日、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨及び会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、変更案第 8 条（単元未満株主の権利制限）を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 （記載省略）	第 1 章 総 則 第 1 条～第 5 条 （現行どおり）
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>112,000 株</u> とする。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>11,200,000 株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) <u>第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</u>

現行定款	変更案
(新設)	(単元未満株主の権利制限) <u>第8条</u> 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第41条 (記載省略)	第9条～第43条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> (経過措置) <u>第1条</u> 第6条の変更、第7条ならびに第8条の規定の新設及びこれに伴う条数の繰り下げは、平成25年4月1日をもってその効力を生じるものとする。 <u>2</u> 本附則は、前項の規定の効力発生日をもって削除する。

3. 日程

取締役会決議
株主総会開催日

平成24年11月22日
平成24年12月22日

以 上